第七　指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表の5のイの注2中「特定施設入居時等医学総合管理料」を「施設入居時等医学総合管理料」に改める。

第八　介護保険法施行規則第百四十条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

表の注2第六号中「指定居宅サービス等基準第百五条の二に規定する指定療養通所介護」を「地域密着型通所介護、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三十八条に規定する指定療養通所介護」に改める。

第九　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一号イ(1)(一)ａiii中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、「第百十五条の三十九第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

第十　平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部を次のように改正する。

第十条中第十九号を第二十号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　地域密着型通所介護

第十五条第四号中チをリとし、ハからトまでをニからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　地域密着型通所介護

第十一　平成二十年厚生労働省告示第三十一号（介護保険法施行令附則第八条第一項の規定に基づく厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適正化事業）の一部を次のように改正する。

第二号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第十二　要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考第七号中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改め、同表備考第八号中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改め、同表備考第九号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

別表第二備考第十一号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第十三　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令附則第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成二十年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第六号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改める。

第七号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改める。

第八号中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改める。

○厚生労働省告示第百六十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、平成二十三年厚生労働省告示第三百十四号（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

表東京都の項中「文京区」の下に「、台東区」を、「江東区」の下に「、品川区」を加え、同表大阪府の項中「大阪市」の下に「、豊中市」を加える。

○厚生労働省告示第百七十号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十二条第二項第一号イ(2)の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域（平成十九年厚生労働省告示第二百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号ロに規定する計画を都道府県労働局長に提出した同号イ(2)の事業主に対するこの告示による改正前の雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域の適用については、なお従前の例による。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

本則中「雇用保険法施行規則」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間の雇用保険法施行規則」に、「中欄」を「下欄」に改め、「とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間」を削る。

本則の表中期間の欄を削る。

本則の表北海道の項中「富良野市　伊達市（旧有珠郡大滝村の区域に限る。）」を「富良野市」に、「瀬棚郡今金町　虻田郡豊浦町」を「瀬棚郡今金町」に、「同郡雄武町　有珠郡壮瞥町」を「同郡雄武町」に改める。

本則の表岩手県の項中「遠野市　一関市」を「遠野市」に、「同郡岩手町　和賀郡西和賀町」を「同郡岩手町」に改める。

本則の表宮城県の項中「東松島市　大崎市（旧玉造郡鳴子町の区域に限る。）」を「東松島市」に、「黒川郡大郷町　加美郡加美町」を「黒川郡大郷町」に改める。

本則の表秋田県の項中「湯沢市　鹿角市」を「湯沢市」に、「仙北市　鹿角郡小坂町」を「仙北市」に改める。

本則の表山形県の項中「東置賜郡川西町　西置賜郡小国町　同郡白鷹町　同郡飯豊町」を「東置賜郡川西町」に改める。

本則の表栃木県の項中「限る。）　芳賀郡茂木町」を「限る。）」に改める。

本則の表群馬県の項中「限る。）　甘楽郡下仁田町　同郡南牧村」を「限る。）」に改める。

本則の表千葉県の項中「鴨川市（旧安房郡天津小湊町の区域に限る。）　南房総市　夷隅郡大多喜町　安房郡鋸南町」を「夷隅郡大多喜町」に改める。

本則の表新潟県の項中「長岡市（旧古志郡山古志村、旧刈羽郡小国町、旧栃尾市、旧三島郡和島村及び旧北魚沼郡川口町の区域に限る。）　柏崎市（旧刈羽郡高柳町及び旧同郡西山町の区域に限る。）　十日町市　妙高市」を「妙高市」に、「東蒲原郡阿賀町　三島郡出雲崎町　中魚沼郡津南町」を「東蒲原郡阿賀町」に改める。